

財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正について

年 月 日
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>財務報告内部統制監査基準報告書第1号</p> <p style="text-align: center;">財務報告に係る内部統制の監査</p> <p style="text-align: right;">2007年10月24日 改正 2009年3月23日 改正 2011年8月10日 改正 2012年6月15日 改正 2019年7月5日 改正 2020年3月17日 改正 2021年4月7日 改正 2021年9月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 改正 2023年7月28日 改正 2024年4月18日 最終改正 2024年●月●日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第43号)</p> <p>《IV 財務諸表監査と内部統制監査との関係》 《1. 財務諸表監査と内部統制監査の一体化》</p> <p>29. 監査人の手続の実施時期については、経営者自身による有効性の評価が行われることが前提となるが、全社的な内部統制の評価結果は、業務プロセスの評価範囲や経営者自身が実施すべき評価手続に影響を及ぼすため監査対象事業年度の初期の段階で監査人による手続の実施が可能となるように経営者と協議しておく必要があると考えられる。また、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の運用状況の評価及び検討については、その性質上、当該プロセスで内部統制の不備が発見された場合、開示すべき重要な不備に該当する可能性もあるため、前年度の運用状況、四半期決算短信又は半期報告等の作成を利用して決算・財務報告プロセスについて監査対象事業年度の初期の段階で検討</p>	<p>財務報告内部統制監査基準報告書第1号</p> <p style="text-align: center;">財務報告に係る内部統制の監査</p> <p style="text-align: right;">2007年10月24日 改正 2009年3月23日 改正 2011年8月10日 改正 2012年6月15日 改正 2019年7月5日 改正 2020年3月17日 改正 2021年4月7日 改正 2021年9月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 改正 2023年7月28日 最終改正 2024年4月18日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第43号)</p> <p>《IV 財務諸表監査と内部統制監査との関係》 《1. 財務諸表監査と内部統制監査の一体化》</p> <p>29. 監査人の手続の実施時期については、経営者自身による有効性の評価が行われることが前提となるが、全社的な内部統制の評価結果は、業務プロセスの評価範囲や経営者自身が実施すべき評価手続に影響を及ぼすため監査対象事業年度の初期の段階で監査人による手続の実施が可能となるように経営者と協議しておく必要があると考えられる。また、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の運用状況の評価及び検討については、その性質上、当該プロセスで内部統制の不備が発見された場合、開示すべき重要な不備に該当する可能性もあるため、前年度の運用状況、四半期報告等の作成を利用して決算・財務報告プロセスについて監査対象事業年度の初期の段階で検討ができるように経</p>

ができるように経営者と協議しておくことが効果的かつ効率的と考えられる。

(省 略)

《XⅧ 適用》

- ・ 本報告は、2008年4月1日以後開始する事業年度における内部統制監査から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2009年3月23日）は、2009年3月23日から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2011年8月10日）は、2011年4月1日以後開始する事業年度における内部統制監査から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2012年6月15日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度における内部統制監査から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2019年7月5日）は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。なお、監査上の主要な検討事項に関連する項目は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、監査上の主要な検討事項に関連する項目については2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。
なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2019年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査から適用することができる。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2020年3月17日）は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。なお、監査上の主要な検討事項に関連する項目は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、監査上の主要な検討事項に関連する項目については2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2021年4月7日）は、以下の事業年度に係る内部統制監査等から適用する。
 - － 会計上の見積りの監査に関連する改正（付録4）は、2023年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る監査から実施することを妨げない。
 - － 上記以外の改正は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。ただし、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」

営者と協議しておくことが効果的かつ効率的と考えられる。

(省 略)

《XⅧ 適用》

- ・ 本報告は、2008年4月1日以後開始する事業年度における内部統制監査から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2009年3月23日）は、2009年3月23日から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2011年8月10日）は、2011年4月1日以後開始する事業年度における内部統制監査から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2012年6月15日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度における内部統制監査から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2019年7月5日）は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。なお、監査上の主要な検討事項に関連する項目は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、監査上の主要な検討事項に関連する項目については2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。
なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2019年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査から適用することができる。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2020年3月17日）は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。なお、監査上の主要な検討事項に関連する項目は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、監査上の主要な検討事項に関連する項目については2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正について」（2021年4月7日）は、以下の事業年度に係る内部統制監査等から適用する。
 - － 会計上の見積りの監査に関連する改正（付録4）は、2023年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る監査から実施することを妨げない。
 - － 上記以外の改正は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。ただし、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」

の改正について」(2021年9月16日)は、2021年9月1日以後に提出する内部統制監査報告書から適用する。

- 本報告書(2022年10月13日及び2023年3月16日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から早期適用することを妨げない。
- 「財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正について」(2023年7月28日)は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度における内部統制監査から適用する。
- 「財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正について」(2024年4月18日)は、2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。ただし、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から早期適用することを妨げない。
- 本報告書(2024年●月●日改正)は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。

以 上

の改正について」(2021年9月16日)は、2021年9月1日以後に提出する内部統制監査報告書から適用する。

- 本報告書(2022年10月13日及び2023年3月16日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から早期適用することを妨げない。
- 「財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正について」(2023年7月28日)は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度における内部統制監査から適用する。
- 「財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正について」(2024年4月18日)は、2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。ただし、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から早期適用することを妨げない。

以 上

- 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - 倫理規則(2022年7月25日変更)
(修正箇所:第50項)
 - 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)
(上記以外の修正箇所)
- 本報告書(2023年3月16日改正)は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。
 - 倫理規則(2022年7月25日変更)
- 本報告書(2024年●月●日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)

- 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - 倫理規則(2022年7月25日変更)
(修正箇所:第50項)
 - 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)
(上記以外の修正箇所)
- 本報告書(2023年3月16日改正)は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。
 - 倫理規則(2022年7月25日変更)

付録4 経営者確認書の文例（連結及び個別財務諸表監査並びに内部統制監査一体型）

×年×月×日

〇〇監査法人

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿（注1）

〇〇株式会社

代表取締役 （署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

財務・経理担当取締役 （署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに×年×月×日現在の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）

記

財務諸表等及び内部統制報告書

1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書（注3）に記載されたとおり、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則等」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任（継続企業的前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。財務諸表等は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書（注3）に記載されたとおり、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下「内部統制府令」という。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制を評価し、内部統制報告書を作成する責任を果たしました。内部統制報告書は、内部統制府令及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して期末日現在の内部統制の状況を適正に表示しております。
3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。

付録4 経営者確認書の文例（連結及び個別財務諸表監査並びに内部統制監査一体型）

×年×月×日

〇〇監査法人

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿（注1）

〇〇株式会社

代表取締役 （署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

財務・経理担当取締役 （署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに×年×月×日現在の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）

記

財務諸表等及び内部統制報告書

1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書（注3）に記載されたとおり、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則等」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任（継続企業的前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。財務諸表等は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書（注3）に記載されたとおり、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下「内部統制府令」という。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制を評価し、内部統制報告書を作成する責任を果たしました。内部統制報告書は、内部統制府令及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して期末日現在の内部統制の状況を適正に表示しております。
3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。

4. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。
5. 関連当事者との関係及び取引は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注4）
6. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等又は内部統制報告書に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上若しくは注記又は記載されております。（注4）
7. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注4）
8. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注4）（注6）
9. 財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、内部統制府令及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、適切に評価範囲と評価手続を決定しております。また、経営者として実施した評価手続に基づき十分な裏付けをもって有効性を評価し、その記録を保存しております。
10. （内部統制報告書の提出日までに改善措置が完了し、開示すべき重要な不備が是正されたと経営者が主張する開示すべき重要な不備がある場合）内部統制報告書に記載されている期末日以降に実施した改善措置によって、期末日現在に存在した内部統制の開示すべき重要な不備が是正されたことにつき、十分な検証期間を持ってその有効性を確認しております。
11. （前年度の内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）において開示すべき重要な不備を報告した場合で期末日までに改善措置が完了し、是正されたと経営者が主張する開示すべき重要な不備がある場合）内部統制報告書に記載されている前年度に存在した開示すべき重要な不備が是正されたことにつき、十分な検証期間を持ってその有効性を確認しております。
12. （前年度の内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）において開示すべき重要な不備を報告した場合で期末日現在で改善措置が進行中（評価未了を含む。）である旨が内部統制報告書に記載されている場合）内部統制報告書に記載されている前年度に存在した開示すべき重要な不備に対する是正状況が適切に記載されていることを確認しております。
13. （内部統制報告書の提出日現在で改善措置が進行中（評価未了を含む。）である旨が内部統制報告書に記載されている場合）内部統制報告書に記載されている期末日以降に実施した改善措置は、×年×月までに完了する予定であり、改善措置が完了した際には期末日現在に存在した内部統制の開示すべき重要な不備を是正できると確信しております。
14. 特定した財務報告に係る内部統制の不備のうち、個別にも又は他の不備と合わせた場合にも、開示すべき重要な不備に相当する不備はなく、×年×月×日現在の財務報告に係る内部統制は有効に整備及び運用されていると判断しております。

4. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。
5. 関連当事者との関係及び取引は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注4）
6. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等又は内部統制報告書に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上若しくは注記又は記載されております。（注4）
7. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注4）
8. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注4）（注6）
9. 財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、内部統制府令及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、適切に評価範囲と評価手続を決定しております。また、経営者として実施した評価手続に基づき十分な裏付けをもって有効性を評価し、その記録を保存しております。
10. （内部統制報告書の提出日までに改善措置が完了し、開示すべき重要な不備が是正されたと経営者が主張する開示すべき重要な不備がある場合）内部統制報告書に記載されている期末日以降に実施した改善措置によって、期末日現在に存在した内部統制の開示すべき重要な不備が是正されたことにつき、十分な検証期間を持ってその有効性を確認しております。
11. （前年度の内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）において開示すべき重要な不備を報告した場合で期末日までに改善措置が完了し、是正されたと経営者が主張する開示すべき重要な不備がある場合）内部統制報告書に記載されている前年度に存在した開示すべき重要な不備が是正されたことにつき、十分な検証期間を持ってその有効性を確認しております。
12. （前年度の内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）において開示すべき重要な不備を報告した場合で期末日現在で改善措置が進行中（評価未了を含む。）である旨が内部統制報告書に記載されている場合）内部統制報告書に記載されている前年度に存在した開示すべき重要な不備に対する是正状況が適切に記載されていることを確認しております。
13. （内部統制報告書の提出日現在で改善措置が進行中（評価未了を含む。）である旨が内部統制報告書に記載されている場合）内部統制報告書に記載されている期末日以降に実施した改善措置は、×年×月までに完了する予定であり、改善措置が完了した際には期末日現在に存在した内部統制の開示すべき重要な不備を是正できると確信しております。
14. 特定した財務報告に係る内部統制の不備のうち、個別にも又は他の不備と合わせた場合にも、開示すべき重要な不備に相当する不備はなく、×年×月×日現在の財務報告に係る内部統制は有効に整備及び運用されていると判断しております。

15. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）

提供する情報

16. 貴監査法人に以下を提供しました。

- (1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等及び内部統制報告書の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
- (2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
- (3) 貴監査法人から要請のあった財務諸表監査及び内部統制監査のための追加的な情報
- (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会

17. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等に反映されております。

18. 不正による財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。

19. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。

- － 経営者による不正又は不正の疑い
- － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
- － 上記以外の者による財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

20. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。

21. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。

22. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注5）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。

23. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。

24. 内部統制評価の過程で特定した財務報告に係る内部統制の整備及び運用上の不備のうち、財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅱ3. (4)④に定める開示すべき重要な不備（及び、必要に応じて内部統制の不備）については、期中で是正された場合は是正措置の内容とともに、全て監査人に開示しております。

25. 監査法人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）

26. ……………

27. ……………

以 上

15. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）

提供する情報

16. 貴監査法人に以下を提供しました。

- (1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等及び内部統制報告書の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
- (2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
- (3) 貴監査法人から要請のあった財務諸表監査及び内部統制監査のための追加的な情報
- (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会

17. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等に反映されております。

18. 不正による財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。

19. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。

- － 経営者による不正又は不正の疑い
- － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
- － 上記以外の者による財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

20. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。

21. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。

22. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注5）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。

23. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。

24. 内部統制評価の過程で特定した財務報告に係る内部統制の整備及び運用上の不備のうち、財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅱ3. (4)④に定める開示すべき重要な不備（及び、必要に応じて内部統制の不備）については、期中で是正された場合は是正措置の内容とともに、全て監査人に開示しております。

25. 監査法人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）

26. ……………

27. ……………

以 上

(省 略)	(省 略)
(注3) 監査契約において、 <u>期中</u> レビュー契約と同時に一体として締結している場合は、「監査契約書」を「監査及び <u>期中</u> レビュー契約書」とする。	(注3) 監査契約において、 <u>四半期</u> レビュー契約と同時に一体として締結している場合は、「監査契約書」を「監査及び <u>四半期</u> レビュー契約書」とする。
(省 略)	(省 略)

以 上